



不法投棄は犯罪です

問環境事業課 ☎22-8255

定められた方法以外でゴミを捨てる「不法投棄」は環境を破壊する悪質な「犯罪」です。

不法投棄をした人には「5年以下の懲役・1,000万円以下の罰金（法人は3億円以下）」という厳しい罰則があります。自分が所有する土地であっても、ゴミを埋め立て処分したり放置したりしないでください。『ゴミの分別・出し方ガイドブック』に記載している方法で、ゴミを分別し、指定の場所に出してください。

津山市の豊かな自然を守るため、「不法投棄をしない、させない、許さない」環境づくりに力を合わせて取り組みましょう。

ガイドブックの設置場所

環境事業課（市役所6階）、各支所・出張所

不法投棄をされないためのポイント

不法投棄されたゴミの処理は、不法投棄した人が不明な場合、土地の所有者や管理者が行うことになります。不法投棄への最善の自衛策は「捨てられないようにする」ことです。

- 「ゴミを拾う、草を刈る」など、ゴミを捨てられにくい環境にする
- 「ロープを張る、柵を設置する」など、人が入りにくいようにする
- 人目の少ない場所は「定期的に見回りをする」

※市では、関係機関と連携し、改善指導、防止対策（不法投棄禁止看板や監視カメラの設置）、不法投棄禁止についての啓発などを行っています。

ゴミがゴミを呼びます



不法投棄の現場（津山市内）

不法投棄を見つけたらお知らせください

環境事業課（市役所6階） ☎22-8255

または各支所・出張所担当課

津山警察署生活安全課（林田） ☎25-0110

美作県民局環境課（山下） ☎23-1243

犬の登録・届け出をしましょう

問環境生活課（市役所1階1番窓口） ☎32-2055、各支所・出張所

犬とともに暮らし、楽しい日々を送るためには、飼い主が責任とマナーを守ることが大切です。人と動物との共生社会をみんなで作りましょう。また、犬が新しい家族になる時は、登録が必要です。住所が変わった時や亡くなった時も、届け出をしましょう。

■狂犬病予防注射は毎年受けましょう

一年に一度の狂犬病予防注射が法律で決められています。忘れずに受けましょう。

■鑑札・注射済票を犬に付けましょう

迷い犬になったとき、役立ちます。

■放し飼いはやめましょう

放し飼い、鎖につながないまま散歩する、糞を始末しないなどのマナー違反は、周囲への迷惑やトラブルの原因となります。



犬の鑑札



注射済票

津山市立地適正化計画を策定しました

問都市計画課（市役所5階） ☎32-2096

急速に進む人口減少社会に対応し、持続可能なまちづくりを進めるためには、公共交通を軸としたコンパクトな都市を目指すことが必要です。立地適正化計画はこの実現に向けた基本的な方針で、市と皆さんとが協力し、「住み続けたい」まちづくりに取り組みます。

8月1日から届け出が必要になります

次の場合、着手する30日前までに届け出てください。

- 居住誘導区域外での一定規模以上の住宅建築や開発行為など
- 都市機能誘導区域外での店舗や病院などの建築や開発行為など
- 都市機能誘導区域内での店舗や病院などの休止や廃止

※詳しくは、市ホームページをご覧ください



津山市立地適正化計画

検索

立地適正化計画とは

コンパクトでまとまりのある都市構造の実現に向けて、住宅や店舗、病院などの立地に関する基本的な方針やこれらを誘導する区域を示したものです。

避難が不安な人は登録を

問 ☎708-8501 津山市山北520生活福祉課
（市役所1階12番窓口） ☎32-2063
FAX 32-2153

災害が起こった時、避難に不安のある人は、事前に登録しておくことで、情報を警察や消防団、民生委員などが共有し、避難支援や安否確認を行うことができます。希望する人は申請してください。

登録方法 生活福祉課と各支所・出張所担当課に備え付けの届出書（市ホームページから印刷可）に必要事項を記入し、郵送または直接提出する

対象 次のいずれかに当てはまる人

- 要介護3～5の認定
- 身体障害者手帳1級か2級を所持
- 療育手帳Aを所持
- 難病患者など

※70歳以上の高齢者世帯も登録可
※詳しくは、お問い合わせください

農耕車のナンバー登録を

問税制課（市役所2階2番窓口） ☎32-2017

乗用可能なトラクター、コンバイン、田植機などの農業用車両やフォークリフトは、路上での走行の有無にかかわらず軽自動車税の対象です。登録や名義変更、廃車には申告書の届け出が必要です。登録が済んでいない人は、プレートの交付（緑色）を受けてください。

持ってくるもの 印鑑（法人名義の場合は代表者印）、車種・車名・型式・車台番号（製造番号）が分かる書類（販売証明書など）

届け出先 税制課、各支所・出張所担当課



農耕用車両プレート

